

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 近江八幡市（市長部局、水道事業所、教育委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.53%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.71%
全職員	68.23%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.03%
本庁課長相当職	94.47%
本庁課長補佐相当職	97.81%
本庁係長相当職	96.32%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.19%
31～35年	93.21%
26～30年	94.06%
21～25年	91.27%
16～20年	86.63%
11～15年	89.02%
6～10年	86.22%
1～5年	86.68%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、時間給および日給で支給を行う会計年度任用職員については、雇用形態が多岐に渡ることから、集計から除いています。
- ・任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異は、男性職員の方が時間外勤務時間が長く時間外勤務手当の受給額が多い傾向にあることや、世帯主に支給する扶養手当について男性職員により受給が多いことなどが主な要因として考えられます。
- ・給与の差異は手当の支給状況や年齢構成によるものであり、給与制度上、性別における待遇の差はありません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 近江八幡市立総合医療センター

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.84%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	50.15%
全職員	60.54%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	58.36%
本庁課長相当職	64.37%
本庁課長補佐相当職	68.24%
本庁係長相当職	80.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.13%
31～35年	71.15%
26～30年	73.6%
21～25年	72.64%
16～20年	57.97%
11～15年	69.89%
6～10年	64.63%
1～5年	54.62%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、時間給および日給で支給を行う会計年度任用職員については、雇用形態が多岐に渡ることから、集計から除いています。
- ・任期の定めのない常勤職員の女性比率は約73%ですが、他職種と比較して給与水準が高い医師・歯科医師職の女性比率は約21%です。
- ・任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異は、男性職員の方が時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の受給額が多い傾向にあることや、世帯主に支給する扶養手当について男性職員により受給が多いことなどが主な要因として考えられます。
- ・給与の差異は手当の支給状況や年齢構成によるものであり、給与制度上、性別における待遇の差はありません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。